

## 閣僚会議等の議事録や会議資料等に関する 情報公開・個人情報保護審査会答申例

### I 閣僚会議等の議事録や会議資料等に関する答申例

#### 1. 安全保障会議（答申番号：24-181）

以下の情報について、行政機関情報公開法第5条3号（国の安全等に関する情報）、同条5号（審議、検討等に関する情報）に該当するとされたもの

「会議資料」のうち、平成23年度以降に係る防衛計画の大綱の策定に向けた政府部内の考え方や検討内容等、我が国の安全保障上極めて機微な事項にわたる情報が記載されている部分

＜答申（抜粋）＞

これを公にすることにより、国防に関する政府部内の考え方、方向性、我が国を取り巻く情勢認識等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易にするなど、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、また、将来予定されている同種の審議において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条3号及び5号に該当

#### 2. 事態対処専門委員会（答申番号：21-645）

（1）以下の情報について、行政機関情報公開法第5条3号（国の安全等に関する情報）に該当するとされたもの

- ① 国の安全に関して、政府が予想する事態及びその対処等に係る機微な情報が全般にわたり記載されている「会議資料」
- ② 委員会次第に記載された「議題」のうち政府の情勢認識や収集した情報が反映されたもの
- ③ 委員会において検討された内容又はそれを推察される情報が記載された「内閣官房長官訓示及び発言メモ」(案も含む。)

＜答申(抜粋)＞

これを公にした場合には、政府の情勢認識、関心事項、情報収集能力等が明らかとなり、又は推察されると認められる。

したがって、当該不開示部分を公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるとして法5条3号に該当

④ 委員会次第に記載された具体的かつ限定的な「開催場所」

＜答申(抜粋)＞

これを公にすることにより、盗聴や破壊行為等を企てる場合にその対象場所を限定することとなることも否定できないため、同委員会開催の妨害等を容易ならしめるとする諮問序の説明に不自然・不合理な点は認められない。

(中略)

不開示とされた部分については、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があり、法5条3号に該当

(2) 以下の情報について、行政機関情報公開法の開示情報に該当するとは認められず、開示すべきとされたもの

**各省庁の事態対処専門委員会委員及び窓口担当者の連絡先  
覧の表に記載された各省庁の公表されている「電話番号」**

＜答申(抜粋)＞

各省庁の公表されている電話番号であるから、同条3号、4号又は6号に定める不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。

## Ⅱ その他の会議の議事録や会議資料等に関する答申例

### 1. 公正取引委員会（答申 18-454、455）

- (1) 以下の情報について、同法 5 条 5 号（審議、検討等に関する情報）に該当するとされたもの

「議事録」のうち、委員長・委員の率直かつ忌たんのない意見や考え方が示されている部分

＜答申（抜粋）＞

これまで開催された公正取引委員会の会議の議事録が公になることにより、当該議題について意思決定に至るまでに、公正取引委員会の委員長・委員がどのような意見を持っていたのかが明らかとなれば、今後、委員会における発言が関係業界における反応も意識したものにならざるを得ず、率直かつ自由な意見交換が妨げられ、当該議題の結論の公正さ、中立性を確保することが困難となり、

（中略）

議論途上の特定の意見や発言の言葉尻のみを公正取引委員会の意見・見解として一方的に取り上げた批判が行われる可能性もあり、著作物再販制度に関する公正取引委員会の今後の自由な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ大きいものと考えられるとの説明は首肯できるものである。

以上のことから、議事録のうち、委員長・委員の率直かつ忌たんのない意見や考えが示されている部分は、法 5 条 5 号に該当

- (2) 以下の情報について、同法 5 条 5 号（審議、検討等に関する情報）に該当しないとされたもの

- ① 「議事録」表紙のうち、i) 開催日時、ii) 委員及び事務局職員の氏名（印影）、iii) 当日の議題（項目）、iv) 配布資料一覧等
- ② 「議事録」本文のうち、i) 具体的議事が進行する前の冒頭部分（事務局が当日の検討すべき議題等の説明を行う部分）、ii) 当日の議題項目等が示されたタイトル部分

<答申(抜粋)>

議事録には、・・・最初の頁に表紙があり、当審査会においてこれを見分した結果、ここには、①開催日時、②委員及び事務局職員の氏名（印影）、③当日の議題（項目）、④配布資料一覧等が記載されていることが認められるところ、これらを開示したとしても、委員長・委員の率直かつ忌憚のない意見や考えが判明するものではないから、法5条5号の不開示情報に該当するものとは認められない。

（中略）

議事録本文を見分したところ・・・a) 具体的な議事が進行する前の冒頭部分（事務局が当日の検討すべき議題等の説明を行う部分）や、b) 当日の議題項目等が示されたタイトル部分は、委員長・委員の率直かつ忌憚のない意見や考えが示されているものではないので、法5条5号に該当するものとは認められない。

## 2. 新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会（答申番号：23-575）

以下の情報について、行政機関情報公開法5条5号（審議、検討等に関する情報）に該当するとされたもの

**懇談会の報告書の各段階の素案に対して「委員から提出された記名付きの意見ないし対案」及び「関係省庁からの意見」**

<答申(抜粋)>

このような報告書の具体的かつ詳細な検討内容が明らかになると、懇談会が終了し報告書が提出された後であっても、国民の間に無用の混乱を生じさせるおそれがあるとともに、政府が将来実施する可能性がある同種の審議ないし検討作業等において、関係者が忌憚のない意見交換を行うことが困難になるおそれがあると認められるので、当該文書は法5条5号に該当

### 3. 対外情報機能強化に関する懇談会（答申番号：20-405）

以下の情報について、行政機関情報公開法5条6号（事務又は事業に関する情報）に該当するとされたもの

#### 第1回ないし第6回会合「議事録」（全部不開示）

＜答申（抜粋）＞

諮問庁は、懇談会の各メンバーに対しては、あらかじめ、各会合において自由かつ達な議論が行われるように議論の詳細については非公開とし、議論の要点を取りまとめた最終報告書については公開するとの前提でメンバー就任を要請しており、さらに、本件会合が各有識者の知見に基づき忌たんのない自由な議論を行うという性質を有し、しかも、議論の対象が外務省、日本政府の対外情報機能がどうあるべきかという極めて機微なものであることから、その議論の過程の一部なりとも発言内容の細部が公開されることとなれば、今後、自由かつ達な意見交換が必要不可欠なこの種会合において、発言者が慎重になる余り無難な発言に終始し、本来、有意義かつ忌たんのない意見交換が行われるべき議論が無用に縮したり、あるいは、しかるべき有識者に参加を依頼することができなくなるなど、この種会合の運営に支障が生じ、法5条6号柱書きに該当すると説明しているところ、・・・かかる諮問庁の説明は首肯し得るものである。

※同情報は、法5条3号にも該当。

### 4. 家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（答申番号：23-561）

（1）以下の情報について、行政機関情報公開法5条6号（事務又は事業に関する情報）に該当するとされたもの

#### 「議事録」のうち各委員等の具体的な発言

＜答申（抜粋）＞

本件委員会は、・・・議事規則に基づき、非公開とされており、議事録についても同様に非公開とされている。

・・・・・・委員会の開催に当たり、その冒頭において会議が非公開である旨が各委員等に説明され

(中略)

本件委員会の議事に参加する各委員等の者は、そのような認識の下、・・・・・・不開示部分において、率直かつ忌憚（きたん）のない発言をしているものと推察される。

・・・・・・諮問庁に確認させたところ、家畜衛生部会の小委員会の中には、委員の発言を捉え、生産者団体等が特定の委員を名指しで批判したという事例があり、委員が一発言にまで論難されることを恐れるが余り、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなるおそれがあるとのことであった。

・・・・・・本件委員会が、家畜伝染病予防法に基づき、個人の財産（家畜）に対する強制的な事項等を審議しているという特殊性を考慮すると、本件委員会においてもこのような事態が生じるおそれがないとは言えず、諮問庁の説明は、特段、不自然不合理とは認められない。

以上のことから、当該部分を公にすると、誰が、どのような発言をしたかが知られることとなるため、今後、率直な意見交換ができなくなるなど、委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該部分は、法5条6号柱書きに該当

(2) 以下の情報について、同法5条6号（事務又は事業に関する情報）に該当しないとされたもの

**「議事録」のうち、①議事進行上の発言及び挨拶等の部分、  
②公表するための審議の概要案を説明した内容**

＜答申(抜粋)＞

当該部分に記載された内容は、・・・・・・議事進行に係るものにすぎないので、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

(中略)

審議の概要は、農林水産省のホームページにおいて公表されており、当審査会事務局職員をして確認させたところ、公表された概要と農林水産省の職員が説明した部分の内容は、そのほとんどが同一又は同旨であることが認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、公表されたものと比較し、修正箇所等が判明したとしても、そこから各委員の具体的な発言内容までが推察され、今後の委員会における率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。